

生前贈与登記の申請に必要な書類

〒602-0855

京都市上京区河原町通荒神口下る
上生洲町 226 番地 10

司法書士桑室矩忍事務所

TEL 075 (223) 2241

FAX 075 (223) 2259

《市役所区役所で取得する書類》

1. (住民票の住所が登記簿の住所と異なっている場合は) あげる方の住民票または戸籍の附票
2. もらう方の住民票または戸籍の附票
3. あげる方の印鑑証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)

《法務局で取得する書類》

4. 登記事項証明書 (登記簿謄本)

《その他》

5. 固定資産税の納付書
6. 贈与する不動産の権利証 (登記済証)
7. 取得時の売買契約書など
8. あげる方の公的身分証明書 (運転免許証、健康保険証 等)
9. もらう方の公的身分証明書 (運転免許証、健康保険証 等)
(※有効期間をお確かめ下さい)

なお、お越しになる際にはあげる方の**実印**、もらう方のお認印をお持ち下さい。

※ なお民法では、あげる方を「贈与者」、もらう方を「受贈者」といいます。

4につきましては、固定資産税の納付書をお持ち顶きましたら、当方で取得可能です。

なお、お越しになる際は**贈与者は実印**、**受贈者はお認印**をお持ち下さい (登記の委任状に押印するものです)。

登記費用のうち登録免許税は、土地建物の固定資産評価額の 1000 分の 20 です。その他費用につきましては物件数、評価額により大きく変わります。